

旅券用提出写真についてのお知らせ

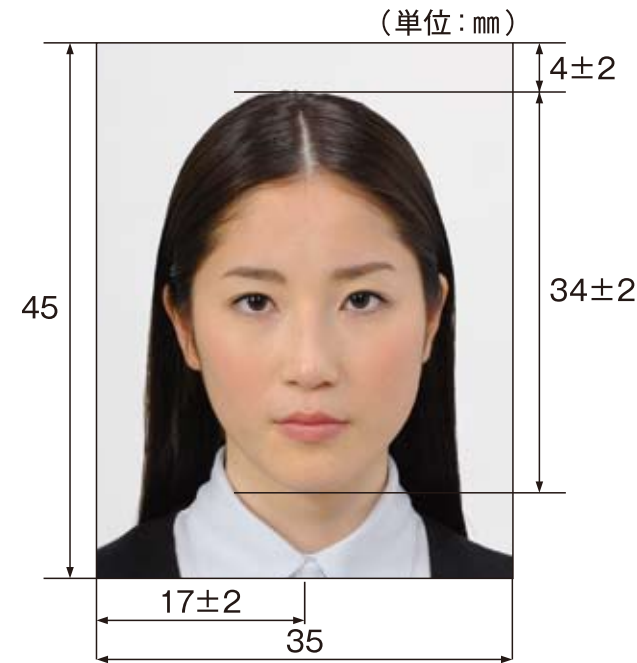
詳しくは、外務省旅券課、各都道府県の旅券窓口、
または各日本大使館・総領事館へお問い合わせください。

外務省旅券課
平成 23 年 6 月

旅券の申請に際して提出いただく写真は、国際民間航空機関（ICAO）の勧告に基づき、右のとおり規格としております。旅券の写真は海外渡航にあたり自分自身を証明するための、たいへん重要なものであるということに十分留意して、以下の〔適当な写真例〕、〔不適当な写真例〕を参考に、規格にあった写真を提出していただくようお願いします。

○ 適当な写真例

指定の規格を全て満たし、
容易に人物を特定できるもの



■ 提出写真規格

1. 申請者（請求者）本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 提出の日前 6ヶ月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで左記図面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂から顎^{あご}まで）
4. 無帽であるもの（申請者（請求者）の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）
5. 背景（影を含む。）がないもの

✕ 不適当な写真例



顔の位置が片寄っているもの



顔が横向きのもの



顔が左右に傾いているもの



平常の顔貌と著しく異なるもの



瞳がフラッシュ等により赤く写ったもの



サングラスをかけ人物を特定できないもの



背景の色がきつく人物を特定しづらいもの



幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの



帽子によって頭部が隠れているもの



影があるもの



椅子等背景があるもの



背景に柄があるもの



前髪が長すぎて目元が見えないもの
顔の輪郭が隠れるもの

旅券用提出写真についてのお知らせ

詳しくは、外務省旅券課、各都道府県の旅券窓口、
または各日本大使館・総領事館へお問い合わせください。

外務省旅券課
平成 23 年 6 月

○ 適当な写真例 ✕ 不適当な写真例

今後、出入国審査等で旅券に内蔵されている IC チップに記録された顔画像とその旅券を提示した人物の顔を電子機器等で照合することが見込まれ、眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているものやフレームが非常に太いものなどは、照合の妨げとなる可能性がありますので注意が必要です。



✕ 眼鏡のフレームが目にかかっているもの



✕ フレームが非常に太く目や顔を覆う面積の大きいもの



✕ 照明が眼鏡に反射したものの

撮影時にピントが合っていなかったり、手ブレしてしまったために画像が不鮮明なものや背景に人物の影があるものは不適当です。



✕ ピンボケや手ブレにより不鮮明なもの



✕ 背景に影があるもの

デジタル印刷の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。写真専用紙等を使用し、鮮明な画質で印刷してください。



✕ ドットやインクのにじみなどがあるもの



✕ ジャギーがあるもの

眼鏡やヘアバンド以外にも、帽子や衣服、布、マスク、イヤリング、カチューシャなど顔の器官が隠れるような大きめの装飾品等は好ましくありません。なお、顔の器官を隠さず髪を上げるため等の小ぶりの装飾品は受理しますが、着ける箇所によっては不適当となる場合があります。大きさ等の判断に迷う場合は装飾品をはずした写真をお持ちください。



○ 顔の器官を隠さず、小ぶりのもの



✕ 顔の器官が隠れる装飾品等があるもの



✕ 顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等があるもの

画像ファイルの過剰な圧縮等が原因となってノイズ（画像の乱れ）が発生しているもの、変形やマスキング（縁取り）などの画像処理を施したものは不適当です。

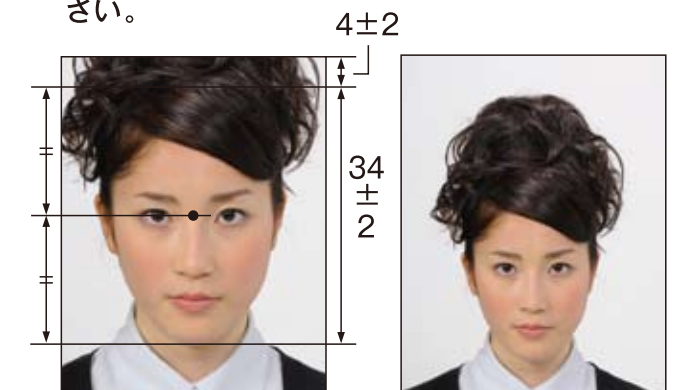


✕ ノイズがあるもの



✕ 変形やマスキングなどの画像処理を施したもの

頭髮のボリュームが極端に大きな場合には、下図に示すように「両眼の中心から頭頂までの距離」は「両眼の中心から顎までの距離」と等しいものとみなして、トリミングしてください。



○ 頭髪を適切にトリミングし、顔の面積が大きいもの

✕ 頭髪のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの